

【第13条（議会の役割）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	<b>【議会の役割について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会は、寝屋川市の重要な意思決定や行政運営の監視を行うとともに、議会としての意見を国等へ表明するもの。</li> <li>・ 議会、行政の役割を明確化し、両者が互いの役割を認識し、行動しなければならない。</li> </ul>
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	<b>【議会の役割について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民、議会、行政が共有する基本的な理念及び原則を定める条例であるので、議会についても定義付けをする。</li> </ul>



[パブリック・コメント手続]

[平成19年12月市議会定例会]

最終結論	条文第4章議会に第13条（議会の役割）を規定。
------	-------------------------

【第14条（議会の責務）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	<b>【議会の責務について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の信託に基づいて設置されている議会は、市民意見が反映される、市民に身近な存在であるべき。</li> <li>議会もまた、社会状況の変化や、市民ニーズの多様化などに、迅速・的確に対応していくために、様々な面で改革を進めていくことが必要である。</li> <li>議会や議員の活動を市民が知るができる仕組みが必要である。</li> </ul>
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	<b>【議会の責務について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>議会は、その権限を行使するために、多様な市民意見や市の置かれている状況等を基に十分な議論を行い、適切に市民の意見を反映させ、市の将来を見据えた的確な結論を出すもの。協働のまちづくりに向けた、「協働する議会」が必要である。</li> <li>議会活動に関する情報について、市民との共有を進める必要がある。</li> </ul>



[パブリック・コメント手続]

[平成19年12月市議会定例会]

最終結論	条文第4章議会に第14条（議会の責務）を規定。
------	-------------------------

【第 15 条（市議会議員の役割及び責務）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会  (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	<b>【市議会議員の役割及び責務について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員は、市民から直接信託を受けた者として、積極的に自由討議を行い、議論の活性化に努める必要がある。</li> <li>・ 議員は常に資質向上に努めることが必要である。</li> </ul>
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議  (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	<b>【市議会議員の役割及び責務について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員は府議会議員もいるので明確にするために、「議員の責務」から「市議会議員の責務」とする。</li> </ul>



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 4 章議会に第 15 条（市議会議員の役割及び責務）を規定。
------	------------------------------------

【第 16 条（市長の役割及び責務）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	<b>【市長の役割及び責務について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民から直接選挙で選ばれた市長は、その信託に基づき、公正、誠実に寝屋川市の市政を担わなければならない。</li> <li>市長の責任として、公正・誠実を確認すべき。</li> <li>市長は、時代が要請する課題や市民のニーズの変化に対応し、行政施策の見直しや行政組織の改革を常に心がけ、市民の期待に誠実に応えるよう努めなければならない。また、職員を適切に指揮監督し、人材の育成に努めなければならない。</li> </ul>
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	<b>【市長の役割及び責務について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な地方自治法の市長の責務にとらわれず、この条例を実現させていくため、市長の役割及び責務について、あえて条例に規定した方が良いのではないかと。</li> <li>市長の役割は、「理念実現のため」に限定せず、公正かつ誠実に職務を遂行すると当たり前のことを規定すれば良いのではないかと。</li> </ul>



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 5 章行政に第 16 条（市長の役割及び責務）を規定。
------	---------------------------------

【第 17 条（行政の役割及び責務）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	<b>【行政の役割及び責務について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政内部の縦割りを打開するとともに、市民に優しい市役所が求められると考える。</li> <li>地方自治法、地方公務員法などの法令で規定されている、行政が当然やるべきことまで条例で規定する必要はないのではないか。</li> <li>公正かつ公平、市民に分かりやすいサービス、また、庁内横断的に、総合的な行政サービスを提供する必要がある。</li> <li>創造的な仕事のできる職員、説明責任を果たせる職員の人材育成が必要である。</li> </ul>
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	<b>【行政の役割及び責務について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法に定義されていることをあえて条例で定義しなくても良いのではないかと考える。</li> <li>縦割りの弊害の解消を目指して総合的な行政サービスの提供を行い、必要に応じて行政内部の権限移譲を進めるなど柔軟性を持った組織運営や、施策に優先順位をつけるなどメリハリのある財政運営、適材適所の配置等の人材の活用など、様々な面で改革に取り組むべきである。</li> </ul>



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 5 章行政に第 17 条（行政の役割及び責務）を規定。
------	---------------------------------

【第 18 条（職員の役割及び責務）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	<b>【職員の役割及び責務について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市職員は、全体の奉仕者として、市民が主役という意識を持ちながら、公正、誠実、効果的に職務を遂行するとともに、前例にとらわれることなく創造的な仕事を行うことが求められると考える。</li> <li>職員の責任として、公正・誠実・効率を向上させるべきである。</li> <li>市職員は、自己啓発に努め、課題の対応に必要な技能の向上や、市民に明確に説明するために必要な専門知識の取得などに意欲的に取り組まなければならないと考える。</li> </ul>
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	<b>【職員の役割及び責務について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の役割を規定することも大切だが、本条例に職員一人一人がどう関わるか、全職員にどう浸透させていくのか、その過程が重要である。</li> <li>市民に説明責任を果たしていくための専門知識や、分かりやすく説明するためのスキルの取得に努め、市民と交流・対話できるよう、コミュニケーション能力についても身につけることが必要である。</li> </ul>



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 5 章行政に第 18 条（職員の役割及び責務）を規定。
------	---------------------------------

【第 19 条（行政運営）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	<b>【行政運営について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政運営に当たっては、市の総合計画との関連を条例上どのように規定するか検討する必要がある。</li> <li>行政は市民との情報共有を進め、広く市民の声を聴いたり、市民の行政運営への参画を積極的に推進していくなど、前例にとらわれることなく市民との協働を推進できる体制を整えなければならないと考える。</li> </ul>
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	<b>【行政運営について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>条例に市の行政運営に関する規定を設けるのであれば、理念条例である本条例と本市のまちづくりの指針であり、行政運営の指針となる総合計画との整合性を整理した上で定める必要がある。</li> </ul>



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 5 章行政に第 19 条（行政運営）を規定。
------	----------------------------

【第20条（財政運営）について】

	主な議論・意見概要
<p>(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会</p> <p>（公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）</p>	<p>【財政運営について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>寝屋川市の財政は、市民の税金その他の貴重な財源によって支えられていることを踏まえ、公平で効率的に、かつ健全に運営されなければならない。</li> <li>主要な施策への優先的な予算配分など、メリハリのある財政運営を行う必要がある。</li> <li>寝屋川市は、予算の編成、執行、決算などの財政運営に関する情報を、市民にわかりやすい形で公表するよう努めなければならない。</li> <li>寝屋川市は、予算の編成及び執行に当たっては、主要な施策への優先的な配分などを行い、効果的かつ効率的に財源を活用しなければならない。</li> </ul>
<p>(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議</p> <p>（部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）</p>	<p>【財政運営について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財政運営の基本原則として、貴重な市民の税金等を財源としていることを認識することが欠かせない。予算は原則単年度で編成されるが、総合計画との整合や、社会経済情勢の変化への対応なども踏まえ、中・長期的な展望に立ち健全な財政運営が行われるべきである。</li> <li>限られた財源を効果的かつ効率的に活用するため、何に優先的に配分していくべきかを検討しなければならない。また、健全な財政運営や「協働」のまちづくりを実現できる新しい予算編成手法に向けての検討など現在の手法の見直しも必要である。</li> <li>財政状況についての情報は、すでに公表されているが、市民にとっては理解しにくい面もある。本市では、広報紙等による財政状況等の公表を行っているが、市民との情報共有の観点から、よりわかりやすい情報の公表が求められている。</li> </ul>



[パブリック・コメント手続]

[平成19年12月市議会定例会]

最終結論	条文第5章行政に第20条（財政運営）を規定。
------	------------------------



【第 21 条（行政評価）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	<b>【行政評価について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>効率的かつ効果的な市政運営を推進し、総合計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、施策、事業等について、評価を実施しなければならない。</li> <li>評価結果を公表するとともに、市民が参加できる評価制度の運営を検討する必要がある。</li> <li>市の事業、施策等を改善・改革するために適正な評価を行うことは、限られた行政資源を有効に活用するために必要である。</li> <li>行政内部の評価だけでなく、市民が評価に参画できる評価制度について検討する必要がある。</li> </ul>
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	<b>【行政評価について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>執行機関等が行う施策や事業の執行による具体的な効果を明らかにするため、行政評価制度を実施し、その結果に対しての説明責任を果たさなければならないことを規定してはどうか。</li> </ul>



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 5 章行政に第 21 条（行政評価）を規定。
------	----------------------------

【第 22 条（行政手続）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	<b>【行政手続について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政は、行政手続を適正に行うことにより、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利・利益の保護に努めなければならない。</li> <li>行政手続に関し共通する事項を定めることにより、行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかとなり、かつ、全ての市民に対して同じ基準が適用されることによって公正の確保が図られるのではないか。</li> </ul>
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	<b>【行政手続について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政手続に関し共通する事項を「寝屋川市行政手続条例」で定めることにより、市政運営における公正の確保及び透明性の向上に努める。</li> </ul>



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 5 章行政に第 22 条（行政手続）を規定。
------	----------------------------

【第23条（法令遵守）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【法令遵守について】 <ul style="list-style-type: none"> <li>法令遵守に関する規定については、特に議論なし。</li> </ul>
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【法令遵守について】 <ul style="list-style-type: none"> <li>「法令遵守」を規定するのであれば、行政だけの規定で良いのか。市民、議会も含め法令を遵守すべきではないか。</li> <li>市民も行政も法令を遵守する必要があるが、課税権等の権利を有する行政は市民とは立場が違う。強制力のある主体が公正・誠実に職務を行う必要性から、行政に特化した規定が必要である。</li> </ul>



[パブリック・コメント手続]

[平成19年12月市議会定例会]

最終結論	条文第5章行政に第23条（法令遵守）を規定。
------	------------------------

【第 24 条（国、他の自治体等との連携）について】

主な議論・意見概要	
<p>(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会</p> <p>（公募市民・学識経験者を構成員とした委員会）</p>	<p>【国、他の自治体等との連携について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は近隣自治体と連携・協力するとともに、大阪府、国とも適切な役割分担と必要に応じた積極的な調整や連携を行い、まちづくりを進めることが必要である。</li> <li>国や大阪府との調整が必要なときは、市は市民の立場で積極的に調整を行うべきである。</li> <li>市は、国及び府と対等・協力関係を基本に役割分担を行い、市全体の利益のために、連携・調整を行わなければならないと考える。</li> </ul>
<p>(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議</p> <p>（部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議）</p>	<p>【国、他の自治体等との連携について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市域を越えて広域的に対処しなければならない課題や共通する課題に対応するため、国や他の自治体等と連携・協力を進めることが必要である。</li> <li>地方分権の進展により、市町村は法的には国や都道府県と対等な関係になった。以前は、国の見解や解釈に頼っていたことも、これからは自主的な判断を求められることになる。また、国や他の自治体との意見の相違が起こった場合にも、対等・協力関係を基本として、市民の利益が損なわれないように対処することが求められる。</li> </ul>



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 5 章行政に第 24 条（国、他の自治体等との連携）を規定。
------	------------------------------------

【第 25 条（この条例の位置付け）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	【この条例の位置付けについて】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条例は、市の最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、条例の趣旨を尊重し、本条例との整合性を図る必要がある。</li> <li>・ 条例に法的な上下関係はないのではないか。上位の条例という意味での最高規範というよりも、本条例の趣旨を尊重してもらいたいという思いの方が強いのではないか。</li> </ul>
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	【この条例の位置付けについて】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条例は理念条例であるため、最高規範的なものとするのか整理する必要がある。</li> <li>・ 他の条例との関係において、条例に優劣はないので、条例の位置付けとして、「最高規範」と明記する必要性は低いと考える。しかしながら、本条例がまちづくりの基本原則となる条例であるということを明確に示しておくことは重要であるため、条文に本条例の位置付けと本条例を遵守し、本条例の趣旨を尊重する旨を規定してはどうか。</li> </ul>



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 6 章条例の実効性の確保等に第 25 条（この条例の位置付け）を規定。
------	---

【第 26 条（住民投票制度）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会 (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	<b>【住民投票制度について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の力をまちづくりに活用するためには、住民投票など市民がまちづくりに参加できる仕組みや、市民の専門性や能力を地域資源として把握する仕組みづくりが必要である。</li> <li>住民の意思を確認するための大切な手法として住民投票を規定していくとともに、今後、寝屋川市にふさわしい、かつ実効性があり市民の意思をいかせる住民投票制度について検討を行う必要がある。</li> <li>住民投票は直接住民の意見を問う制度として有意義だが、住民投票に至るまでに、市民への事前の情報提供や勉強会の開催、理解を深めるための議論を必ず行うべきである。そのためにも、対話の場や交流の場の設置、市民参画の充実が必要なのではないか。</li> </ul>
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議 (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	<b>【住民投票制度について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来住民投票するような場合があるのか。住民投票制度を本条例に規定する必要があるのか議論する必要があるのではないか。</li> <li>どのような事項を住民投票するのか規定した方が良いのではないか。</li> </ul>



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 6 章条例の実効性の確保等に第 26 条（住民投票制度）を規定。
------	--------------------------------------

【第 27 条（条例の検証）について】

	主な議論・意見概要
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例市民検討委員会  (公募市民・学識経験者を構成員とした委員会)	<b>【条例の検証について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会の情勢の変化に応じて、その内容の妥当性を常に検証していく必要があり、条例の見直し規定を設ける必要がある。</li> </ul>
(仮称)寝屋川市みんなのまち条例推進会議  (部長級以上の職員等を構成員とした庁内会議)	<b>【条例の検証について】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「条例の見直し」ではなく、「条例の検証」について条文に規定し、定期的な検証を行うための期間を明文化した方が良いと考える。</li> <li>・ 市の憲法となる条例とされるので、検証する期間については、適切なものとなるよう検討が必要である。</li> </ul>



[パブリック・コメント手続]

[平成 19 年 12 月市議会定例会]

最終結論	条文第 6 章条例の実効性の確保等に第 27 条（条例の検証）を規定。
------	-------------------------------------